

屋外広告物の

令和4年4月1日から

点検が義務となりました。

看板（屋外広告物）のルールを定めた「春日部市屋外広告物条例」及び「春日部市屋外広告物条例施行規則」が改正され、屋外広告物の点検が義務となりました。

改正の内容は下記のとおりとなりますので、御注意ください。

- ▶ 上端の高さが**地上から4m超**で、かつ**許可が必要**な屋外広告物
➔ **有資格者による点検が義務**となりました。
- ▶ 上端の高さが**地上から4m超**で、かつ**許可が不要**な屋外広告物
➔ **有資格者による点検が努力義務**となりました。
- ▶ 上記以外の屋外広告物
➔ **点検が義務**となりました。（点検者の指定はありません）

※はり紙や立看板などの簡易なもの、法令の規定により点検が義務付けられているものは除きます。

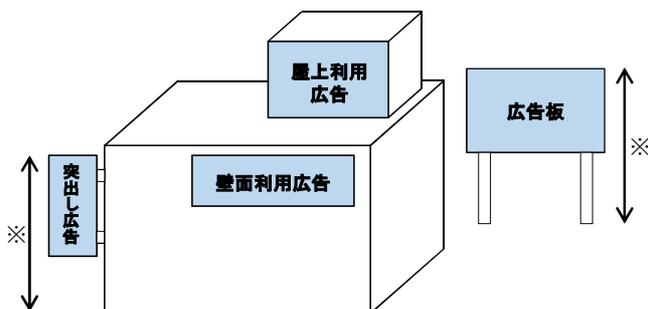
有資格者とは？

屋外広告士、屋外広告物講習会修了者、
屋外広告物点検技能講習修了者等

点検対象は？

建物を利用した広告物（壁面利用広告、屋上利用
広告、突出し広告）、建物から独立した広告
物（広告板、広告塔）等、**全ての屋外広告物**

（はり紙、立て看板等簡易な屋外広告物及び法令の規定に
より点検が義務付けられている屋外広告物等を除く）



※上端の高さが4m超の場合は、有資格者による点検が
義務（または努力義務）となりました。

屋外広告物の所有者・占有者も

管理が義務となりました。

これまでの、屋外広告物の表示者・設置者・管理者に
加え、所有者・占有者の方についても屋外広告物の管理
が義務となりました。

良好な状態が保たれるよう、適切な日常管理を行って
ください。

表示者…広告物を出す者（広告主、広告主の依頼を受けて表示する
広告業者など）

設置者…掲出物件を工事又は設置する者（掲出物件を設置する広告
業者、自ら設置する者など）

管理者…所有者や占有者の依頼を受けて広告物や掲出物の維持管理
を行う者（広告業者など）

所有者…広告物または掲出物件そのものを所有する者（掲出物件（アド
バルーン等）のレンタル業者など）

占有者…広告物に表示された者（広告物に掲載された企業など）

詳しくは、春日部市のホームページを御覧いただくか、下記までお問い合わせください。

春日部市 屋外広告物条例

